

「行政法1」

ADMINISTRATIVE LAW / VERWALTUNGSRECHT

担当: 森 稔樹 (大東文化大学法学部教授)
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA
UNIVERSITÄT, TOKYO

行政法、行政; 公法と私法

行政法とは

- **行政法** = 「行政に関する法」 = 「**行政の組織・作用・統制に関する法**」
- **行政組織法** = 行政の組織に関する法
- **行政作用法** = 行政の作用に関する法
- **行政救済法** = 行政の統制に関する法 (= 違法または不当な行政作用から国民を救済するための法)

形式的な意味における行政

- 形式的な意味における立法 = 国会 (立法府) が行う活動
- 形式的な意味における司法 = 裁判所 (司法府) が行う活動
- 形式的な意味における行政 = 内閣 (行政府) が行う活動
- しかし、これでは国家の作用を十分に説明できない。

実質的な意味における行政

- ・**控除説**: 次のように示される。
- ・ $V=S-G-R$
 (V: 実質的な意味における行政)
 (S: 国家作用)
 (G: 実質的な意味における立法)
 (R: 実質的な意味における司法)

実質的な意味における立法／司法

- ・実質的な意味における立法＝「**法規**」という特定の内容を有する法規範を定立する機能⇒およそ一般的・抽象的な法規範全てを定立する機能
- ・実質的な意味における司法＝**法律上の争訟**、すなわち法律上の関係(権利義務)に関する争いごとを裁断する作用

重要:「法規」の意味

- ・**狭義の法規**(とくに重要!): 元々、**国民の権利・義務**に関する法規範を意味していた。
- ・言い換えれば、「**国民の権利を直接に制約し、または義務を課する法規範**」であると理解されていた。
- ・このような性質を有する法規範の定立が国民の代表機関である議会によってなされなければならない⇒**国民主権主義的要素の確保**が図られた。
- ・第二次世界大戦後は、およそ**一般的・抽象的な法規範**であれば「**国民の権利を直接に制約し、または義務を課する法規範**」でなくとも「**法規**」であると解されるようになった。

公法と私法(1)

- **法律関係** = 権利主体相互間に生ずる法律上の関係
- **行政法関係** = 行政法によって規律される法律関係 ⇒ 公法と私法との区別
- **私法関係** = 私人相互間の関係におけるものとの同一の規律による支配を受ける関係
- **公法関係** = 権力関係と管理関係

公法と私法(2)

- **権力関係** (支配関係) = 国または公共団体が、法律上、優越的な意思の主体となって相手方たる私人に対する関係
- **公権力の行使** = 行政庁が私人に対して、法律に基づいて一方的に計画し、命令し、給付し、一定の法律関係を形成し、指導し、強制する活動の総称
- **管理関係** = 国または公共団体が公的事业または公的財産の管理主体として私人に対する関係
